

## 随意契約理由書

件 名	県庁前駅他昇降機設備管理業務
契 約 の 相 手 方	日本オーチス・エレベータ株式会社 神戸支店
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当

### 随意契約の理由

本業務は、地下鉄西神・山手線、海岸線に設置されている昇降機設備の定期的な保守点検、検査を行う設備管理業務である。

昇降機設備の定期的な保守点検、検査は建築基準法で定められており、機器の性能及び安全性を確保し、人身事故等の事故を未然に防ぐためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。

よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器の故障などのリスクを減らすために、製造メーカーであり、また、御崎車庫および御崎ビルについては、製造メーカーであるシンドラーエレベータ(株)から事業を委譲された上記業者と随意契約を行う。

担 当 部 署 ( 問 合 せ 先 )	交通局高速鉄道部施設課設備係	( 電話番号 内線 6604 )
------------------------	----------------	------------------